

第1条 目的

この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条 定義

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）個人情報：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう

（2）本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう

（3）個人情報データベース：個人情報を一定の規則に従って整理することにより、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう

（4）個人情報データベース（マスタ）：個人情報データベースのうち、原本をもとにして初めに作成されたものをいい、マスタの情報をもとにして、もしくはマスタの情報に新規の情報を付け加えて作成されたものは含まない

（5）個人情報管理表：個人情報データベース（マスタ）の管理をする目的で PTA 本部が作成・管理する表をいう

第3条 責務

本会は、個人情報保護の重要性を深く認識し、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第4条 個人情報保護管理者

本会における個人情報保護管理者は、PTA 会長とする。

2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

第5条 利用目的の特定

本会は、別に定める様式により、個人情報を取り扱う事業ごとに個人情報の種類、利用目的、利用・提供方法等を定め、「個人情報管理表(様式 1)」に記録する。

第6条 個人情報の収集

本会は、個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお本会は、要配慮個人情報（思想、信条および宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報。具体的には、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害歴、その他社会的差別や偏見の原因となる事項を指す）については取得しないものとする。

2 本会は、個人情報を紙媒体で収集した場合には、速やかに PDF 化し、原本は速やかに廃棄する。PDF 化したファイルは、google ドライブ上の予め定められたフォルダに保存する。

第7条 個人情報の利用の制限

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに

対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条 個人情報の管理

個人情報は個人情報保護管理者が保管するものとし、適切に管理する。

2 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 PTA 本部役員は、個人情報を取り扱う情報端末について、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

(1) OS を常に最新状態に保つ

(2) セキュリティソフトを導入して常に最新状態に保つ

(3) 個人情報が記録されているファイルまたはフォルダにはパスワードを設定してそれぞれの個人情報を見る権限がある人だけがファイルを開くことができるようにする

(4) 持ち出す場合には電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけて送信するなど適切な取り扱いをする

第9条 第三者への提供の制限

本会は、収集した個人情報は事前の定めのない第三者へ提供しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある

とき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第10条 第三者からの提供

本会は、第三者から個人情報の提供を受けるときは「第三者の氏名」「第三者が個人情報を取得した経緯」「提供を受ける対象者の氏名」「提供を受ける情報の項目」「対象者の同意の有無」について確認し、「個人情報管理表（様式1）」により記録する（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする）。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第11条 個人情報の開示請求

本会は、本人から当該本人に係る個人情報について、「個人情報開示訂正削除申請書（参考1）」または口

頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。

第12条 個人情報の訂正または削除請求

本会は、個人情報の開示を受けた者から、「個人情報開示訂正削除申請書（参考1）」または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出た者に対し、書面により通知するものとする。

2 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 漏えい時などの対応

本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第15条 個人情報の廃棄

本会は、年度を単位として個人情報を保有及び管理し、収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報は、次年度への引継作業を完了した後ただちに廃棄し、廃棄した旨を速やかに「個人情報管理表(様式1)」へ記載する。

第16条 研修

個人情報保護責任者は、PTA 本部役員、各専門委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第17条 雑則

本規程の改定が必要な際には、PTA 本部において協議し、PTA 会長の承認をもって改定できるものとする。

2 本会における電子データの取り扱いについては、「つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA 情報セキュリティポリシーガイドライン」として別に定める。

3 そのほか、本規程の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この規程は、2018 年 4 月 6 日から施行する。なお、つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA 総会において、PTA 設立が承認されるまでの間は、「つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA」を「準備委員会」と読み替える。

作成および改定の履歴

版	作成または改定内容 (変更の前後が分かるように記載すること)	作成または改定日時	作成または改定者
1.0	初版固定	2018/4/6	黒田 武史
1.1	記載整備 ・「富士見ヶ丘小学校」を「つくばみらい市富士見ヶ丘小学校」に変更	2018/4/10	黒田 武史
1.2	用語の定義を追加 ・個人情報データベース ・個人情報データベース (マスタ) ・個人情報管理表	2018/5/14	黒田 武史

様式 1

作成日 年 月 日

修正日 年 月 日

修正者

個人情報管理表

	名称	利用目的	対象者	記録項目	記録形態	第三者の氏名	第三者が個人情報を取得した経緯	同意の有無	入手日/廃棄日
新たに収集する場合	○	○	○	○	○				○
第三者からの提供の場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○
例	各専門委員名簿	各専門委員同士、または各専門委員とPTA役員との業務連絡のため	各専門委員	名前、メールアドレス、電話番号	電子				2018/4/14 /
									/
									/
									/
									/

本管理表を修正（追記、削除を含む）した場合、ファイル名にバージョン番号を1つ加えて保存する（例：修正前「個人情報管理表_v1」→修正後「個人情報管理表_v2」）。

個人情報開示訂正削除申請書

つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA 会長

牟田 聡子 殿

申請者氏名 _____ 印
(署名もしくは記名捺印)

つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校 PTA が取り扱う私の下記の個人情報について、開示、内容の訂正、削除をしたく、申請いたします。

記

氏名 (開示、内容の訂正、 削除の対象となる個人 の氏名)		ご本人ですか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 情報の開示を申請する場合には、身分証明書等により本人であることを確認する必要があります。
電話番号		()
メールアドレス		@
依頼 内容	区分	該当する項目にチェック (☑) を入れてください。 <input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 内容の訂正 <input type="checkbox"/> 削除
	開示または削除の場合の 対象となる情報	以下の情報を開示、または削除してください。 例) 専門委員名簿のメールアドレス
	内容の訂正の 場合の訂正情報	以下の通り訂正してください。 訂正前 訂正後

なお、本申請書に記載頂いたご氏名、電話番号、メールアドレス、依頼内容は、申請頂いた個人情報の開示、内容の訂正、削除に使用するほか、申請者に対し回答する際に利用いたします。

以上